

# 福島原発刑事訴訟支援団ニュース

## 臨時号

2025年4月11日発行



〒963-4316 福島県田村市船引町芦沢字小倉140-1  
080-5739-7279 info@shien-dan.org  
<https://shien-dan.org/>

郵便局から【郵便振替口座】02230-9-120291 福島原発刑事訴訟支援団  
他の金融【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店番】229  
機関から【預金種目】当座【店名】二二九(ニニキュウ)【口座番号】0120291

# 青空



## 被害者を踏みにじる上告棄却、 次の原発事故を準備する最高裁を許さない！

佐藤和良（福島原発刑事訴訟支援団団長）

福島原発刑事訴訟支援団のみなさま  
最高裁判所第2小法廷（岡村和美裁判長）  
は、福島第一原発事故により業務上過失致死傷罪に問われた東京電力元経営陣に対する東電刑事裁判の上告審において、3月5日付けで上告棄却の決定を行い、被告の無罪が確定しました。

決定は、国民の生命と財産に甚大な被害をもたらした日本最大の公害事件について、今も続く原発事故の被害に向き合うことなく、全ての被害者と被災者を踏みにじり、何ら電気事業者の責任を問わず、原発の危険性を放置して、次の原発事故を準備する、原子力行政におもねった最低最悪の決定です。到底受け入れることはできず、満腔の怒りを持って抗議します。

私たちは、福島原発告訴団による福島地検への告訴以来、検察審査会の起訴議決を経て、市民の力で強制起訴を勝ち取り、東

京地裁での公判で、津波が予見され事故は回避できた新事実と責任を明らかにし、無罪判決にもあきらめず、公正な裁判を目指した結果、事故に至る真実が東電株主代表訴訟や民事訴訟に引き継がれました。

この13年間の活動は、ひとえに皆様のご支援とご協力の賜物です。心から感謝申し上げます。

刑事訴訟は終了となりましたが、私たちは無念の死を遂げた被害者・被災者の想いを受け継ぎ、全国で裁判を闘う皆さん、原発事故被災者の皆さんとともに進みます。

4月30日には、最高裁への抗議行動と東京での報告集会を行い、5月11日には福島県郡山市で抗議報告集会を開催いたします。

どうぞ、引き続きのお力添えをよろしくお願ひいたします。

（2025年3月30日）

# 東電刑事裁判、最高裁の上告棄却決定に抗議する声明 被害者を踏みにじり、次の原発事故を準備する最高裁を許さない！

2025年3月6日  
福島原発告訴団  
福島原発刑事訴訟支援団

東京電力福島第一原発事故の刑事責任を問う東電刑事裁判において、最高裁判所第2小法廷（岡村和美裁判長）は3月5日付で、業務上過失致死傷罪で強制起訴された武黒一郎、武藤栄両被告について、検察官役の指定弁護士の上告を棄却し、1～2審の「無罪」の判決を維持する決定をしました。

最高裁第2小法廷は、三浦守裁判官を除く裁判官3人（岡村和美裁判長、草野耕一裁判官、尾島明裁判官）全員一致として「業務上過失致死罪の成立に必要な予見可能性があったものと認定できず」「発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められない」とし、被告人を無罪とした第1審判決を是認した原判決の判断は「不合理な点があるとはいえない」と最悪の決定をしました。

私たちは、東京電力との深い関係にある草野耕一裁判官が裁判の公正を妨げると考え、事件の回避を求めてきましたが、3月21日の定年退官の直前の判断に強い憤りを禁じえません。一方で、2022年、東

電民事裁判の最高裁6.17判決で、少数意見を書いた三浦守裁判官が事件を回避したことにも驚きました。

そもそも、第1審判決は、地震本部の長期評価に基づいて東電設計が算出した15.7メートルの津波高をもとに、東京電力が常務会で津波対策を承認していながら武藤らによって先送りした事実が公判で明らかになり、予見可能性は十分立証されたにもかかわらず、東京地裁永渕健一裁判長が握り潰した不当判決でした。

この最高裁の決定は、本件の双葉病院から避難の途中で亡くなった被害者とその遺族をはじめ、万余の人々の生活と人生を壊した、日本最大の公害事件である福島第一原発事故の全ての被害者と被災者を踏みにじるものです。

さらに、人災事故を引き起こし、国民の生命と財産を窮地に陥れ、甚大な被害をもたらしながら、原子力発電事業者は何らの責任も問われず免責されるという法的前例

をつくり、むしろ、新たな原発事故を準備するものです。

決して許されるものではありません。満腔の怒りをもって抗議するものです。

私たちは、2012年、福島原発告訴団を結成し福島地検に告訴して以来、事件が移送された東京地検における不起訴処分と検察審査会の起訴議決を経て、市民の力で強制起訴を勝ち取り、2016年の福島原発刑事訴訟支援団結成、2017年から東京地裁の37回の公判の中で多くの真実を明らかにしました。2019年東京地裁の不当判決。2021年からの控訴審と2023年の控訴審判決、さらに2023年から2024年にかけての最高裁で上告審と13年にわたる道のりでした。

私たちは、改めて無念の死を遂げた被害者、その遺族、そして被災者の14年の想い、これまでの道のりの中で鬼籍に入られた多くの方々の想いを、決して忘れるることはできません。

私たちは、兄弟姉妹関係の東電株主代表訴訟はじめ、全国で裁判を続ける仲間の皆さん、各地に生きる原発事故被災者の皆さんと共に、今も続く過酷な福島原発事故の被害に真摯に向き合い、原子力行政におもねる司法をも変えるためにも、これからもあきらめずに活動を継続して参ります。

## 東電刑事裁判 関係年表

2011. 3.11	東日本大震災発生、福島第一原発事故発生
2012. 3.16	福島原発告訴団結成
6.11	福島原発告訴団が刑事告訴
11.15	福島原発告訴団が第二次告訴
2013. 2.22	東京地検包囲行動
3.19	福島地検前行動、署名総合計109,061筆を提出
5.31	日比谷野音全国集会、東京地検前行動、東電前行動
9. 3	汚染水海洋漏洩事件で福島県警に刑事告発
9. 9	福島地検が移送、東京地検が2012年告訴を不起訴処分
10.16	2012年告訴の不起訴処分について検察審査会に申し立て
2014. 3. 1	豊島公会堂で被害者証言集会
6. 5	政府事故調のヒアリング調書について内閣府に情報公開請求
7.31	東京第五検察審査会が勝俣元会長ら3人に起訴相当決議
2015. 1.13	原子力安全・保安院職員、東電社員らを新たに告訴・告発
1.22	東京地検が2012年告訴について2度目の不起訴処分
3~12月	がんばれ検察審査会!激励行動(7回)
7.31	2回目の起訴相当議決が発表、強制起訴が決定
2016. 1.30	福島原発刑事訴訟支援団が発足
2.29	指定弁護士が起訴状提出、公判請求
2017. 6.30	東京地裁で第1回公判期日
2019. 9.19	第38回公判期日、判決言渡し
9.30	指定弁護士が控訴
11. 3	映画『東電刑事裁判 不当判決』公開
2020. 9.11	指定弁護士が控訴趣意書を提出
2021. 9~10	連続オンラインセミナー(6回)
11. 2	控訴審第1回公判、ヒューマン・ディスタンス・チェーン
2022. 5~6	ランチタイムスタンディング(9回)
9~12	月いちランチタイムスタンディング(4回)
2023. 1.18	控訴審第4回公判、判決言渡し
1.24	指定弁護士が上告
9.13	指定弁護士が上告趣意書を提出
2024. 1~12	最高裁前行動(10回)
2025. 3. 5	最高裁が上告棄却決定

# 被害者を踏みにじり、 次の原発事故を準備する最高裁決定を許さない！

## 最高裁行動・東京集会

2025年 4月30日(水)

11:00～11:30 最高裁前行動 (正門前・千代田区隼町4-2)

13:00～15:30 集会 衆議院第1議員会館 大会議室

(12:30 通行証配布開始) 弁護団の報告

参加無料

ゲストトーク 木野龍逸さん・添田孝史さん

ゲストスピーチ 後藤秀典さん・神田香織さん

支援団リレースピーチ

## 福島県(郡山)集会

2025年 5月11日(日)

(福島県郡山市開成1丁目1-1)

13:30～15:30 ミューカルがくと館 中ホール

参加無料

弁護団の報告 大河陽子弁護士・北村賢二郎弁護士

支援団リレースピーチ

## 事務局からのお知らせとお願い

■今号は重要事項を皆様にお知らせするため、メール登録されていた方も含めて郵送しております。

■支援団の活動は、みなさまの年会費・カンパで支えられています。ご支援をどうぞよろしくお願ひいたします

- ・振込用紙（手書きの払込取扱票）をお使いの場合は、必ずお名前・住所をご記入ください。
- ・ゆうちょ銀行の普通口座（通帳）からお振込みをされる場合、その口座開設時のお名前・ご住所で通知されます。ご住所等に変更があった場合はその旨ご連絡ください。
- ・ゆうちょ銀行以外の金融機関からお振込みされる場合、口座名義人のお名前がカタカナで通知されます。間違い登録を防ぐため、お手数ですがメール等で入金のご連絡をいただけると助かります。

ゆうちょ銀行からお振込みの場合



【郵便振替口座】02230-9-120291

福島原発刑事訴訟支援団

その他の金融機関からお振込みの場合

【銀行名】ゆうちょ銀行 【金融機関コード】9900

【店番】229 【預金種目】当座 【店名】二二九

【口座番号】0120291